

鹿角地域振興局庁舎及び公舎受水槽等清掃業務委託特記仕様書

1. 一般事項

本委託は、秋田県鹿角地域振興局庁舎及び公舎における受水槽及び高架水槽の清掃、点検及び水質検査を実施するものである。

業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。

2. 対象設備の設置場所、種類等

(1) 鹿角地域振興局庁舎（鹿角市花輪字六月田1）

・受水槽 1基 FRP 2槽式 17.5 m³

・高架水槽 1基 FRP 2槽式 9.0 m³

(2) 合ノ野公舎（鹿角市花輪字合ノ野122）

受水槽 1基 FRP 1槽式 4.5 m³

(3) 花輪公舎（鹿角市花輪字合ノ野157）

受水槽 1基 FRP 2槽式 9.0 m³

3. 契約期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

4. 清掃作業実施日

(1) 清掃作業日は事前に発注者と日程調整を行い決定すること。

(2) 鹿角地域振興局庁舎における受水槽と高架水槽の清掃作業日は同日とする。

(3) 公舎における作業日等、居住者への事前連絡は受託者が行うこと。

5. 業務内容

受水槽及び高架水槽について（1）から（3）の業務を1回ずつ実施する。下記（4）の水質検査は1回のみ実施する。

なお、業務において水道水の使用は可能（受託者負担なし）であるが、作業の実施に必要な量に限ること。

(1) 清掃

- ・水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。
- ・有効塩素50～100mg/L濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いて2回以上消毒し、消毒に用いた排水は、完全に水槽外に排除する。
- ・消毒終了後は、水槽内に人の立ち入りを禁止する処置を講じる。
- ・水洗い及び水槽内への上水の注入は、消毒終了後30分以上経過してから行う。
- ・清掃終了後、水道引込管等の停滞水や管内のもらい錆等が水槽内に流入しないようにすること。
- ・水槽受水時、自動でポンプが停止することを確認すること。

(2) 清掃作業現場の写真撮影

- ・水槽内部、外部を清掃前・清掃中・清掃後に分けて撮影すること。
- ・特殊な状況の現場は随時撮影すること。
- ・沈殿物の撮影を行うこと。

(3) 点検

「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づき、基礎・固定部、外観の状況、付属装置及び配管について点検を行うこと。

(4) 水質検査

清掃作業終了後、末端給水栓による水質検査を行うこととし、建築物飲料水水質検査業において、秋田県知事の登録を受けた事業者により①～⑪の項目について検査を行うこと。

- ①一般細菌
- ②大腸菌
- ③亜硝酸態窒素
- ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤塩化物イオン
- ⑥有機物等（TOC）
- ⑦pH値
- ⑧味
- ⑨臭気
- ⑩色度
- ⑪濁度

6. 委託業務員の資格

業務責任者は、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者であること。また、従事者は健康状態が良好であり、特に衛生上問題がない者であること。

7. 提出書類

契約書に定めるほか、次の書類を提出すること。

- ・受水槽等清掃報告書及び状況写真
- ・水質検査報告書

8. 留意事項

点検中に異常が見られた場合は、別途協議するものとする。